

町村の景観計画策定に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について

1 経緯

- 平成 16 年 6 月に施行された景観法の規定により、市町村は景観形成を図ることを目的として、計画の区域（景観計画区域）と景観形成の方針等を定めた景観計画を策定できることとなった。
- 景観計画の策定及び施行見込み
 - ◆西桂町 H25 年 12 月策定、H26 年 4 月施行
 - ◆小菅村 H26 年 2 月策定予定、H26 年 4 月施行予定
- 上記 2 町村において、道路（国道・県道）及び鉄道から展望できる両側 1 k m の範囲は、第 2 種許可地域に指定（路線による指定）されている。
- しかし、景観計画区域となることにより、自動的に第 2 種許可地域となるため、路線による指定と重複する。（山梨県屋外広告物条例施行規則第 5 条 2 号ハ）

2 方針

- 上記 2 町村における路線による指定を廃止し、景観計画区域による第 2 種許可地域に統合整理する。

※参考

【山梨県屋外広告物条例 一部抜粋】

(許可)

第7条 次に掲げる地域又は場所(禁止地域を除く。以下「許可地域」という。)において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 略

二 略

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)

四～八 略

九 道路等の用地及び道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十 略

2 許可地域は、地域の特性、良好な景観又は風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種許可地域、第二種許可地域又は第三種許可地域に区分するものとする。

3～6 略

【山梨県屋外広告物条例施行規則 一部抜粋】

(許可地域の区分)

第5条 条例第七条第二項の規則で定める許可地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種許可地域 次に掲げる地域又は場所

イ～リ 略

二 第二種許可地域 次に掲げる地域又は場所(略)

イ～ロ 略

ハ 条例第七条第一項第三号に掲げる区域のうち商業地域を除く区域

ニ～ヘ 略

三 第三種許可地域 略

【山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定告示 一部抜粋】

二 許可地域 条例第七条第一項第九号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1 略

2 一般国道百三十九号のうち南都留郡西桂町及び北都留郡小菅村の区域にある区間の用地並びにその用地の両側千メートル以内の地域

3～4 略

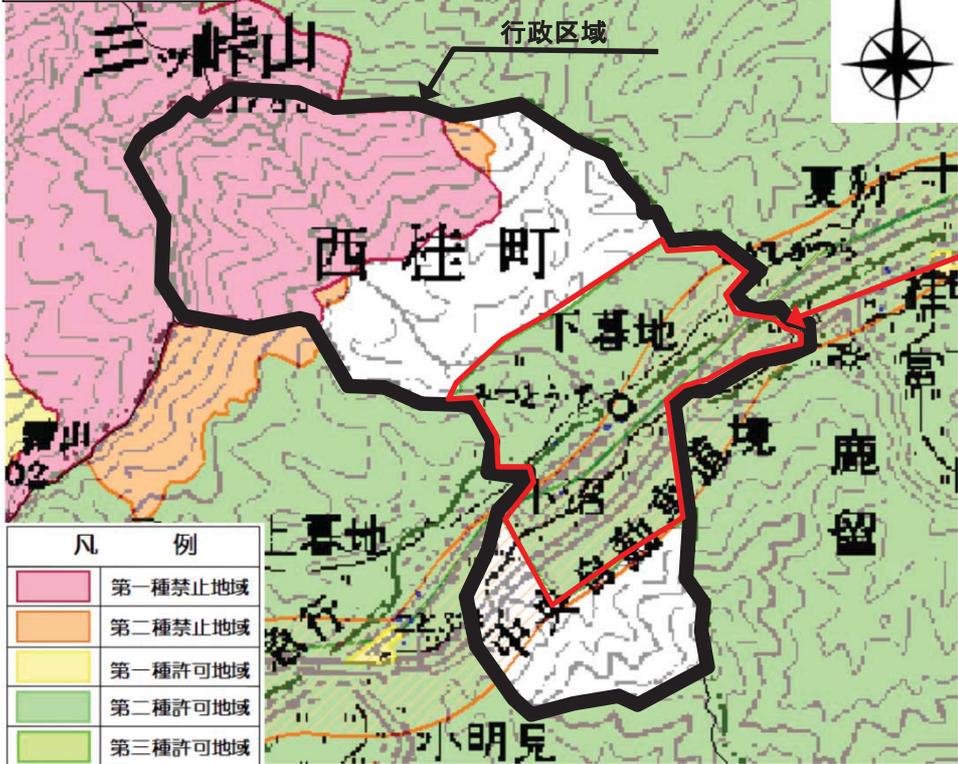
5 県道上野原丹波山線のうち北都留郡小菅村の区域にある区間の用地及びその用地の両側千メートル以内の地域

6～8 略

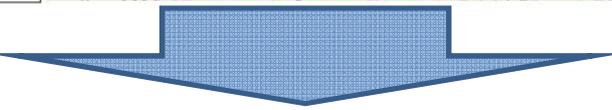
9 富士急行株式会社富士急行線のうち南都留郡西桂町の区域にある区間の用地及びその用地の両側千メートル以内の地域

西桂町屋外広告物規制地域

【現況】



第2種許可地域
 (路線による指定)
 ※国道139号及び富士急行線から
 展望できる両側1kmの範囲



【変更後】

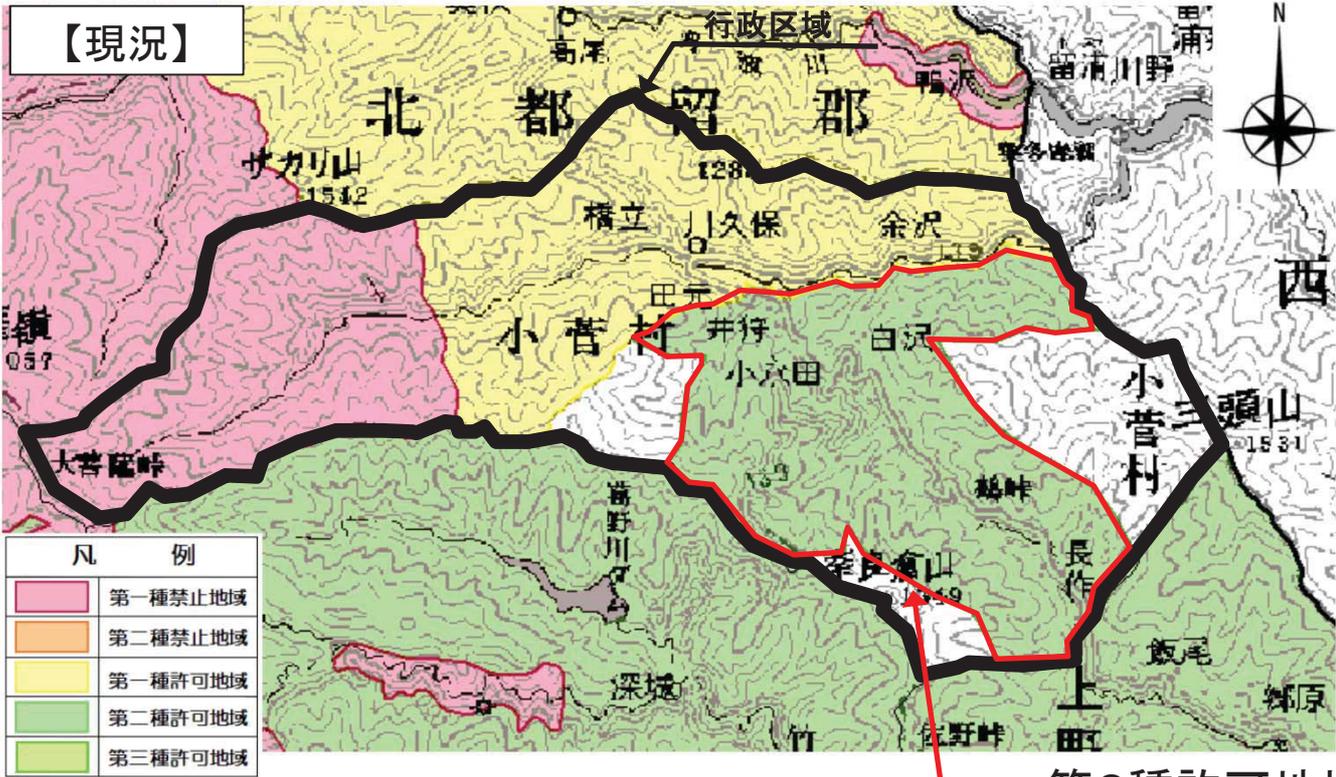


第2種許可地域
 (路線による指定)
 (景観計画区域による指定)

現況		変更後
第2種許可地域	➡	第2種許可地域
規制が無かった範囲	➡	第2種許可地域

小菅村屋外広告物規制地域

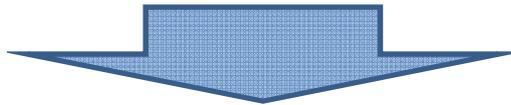
【現況】



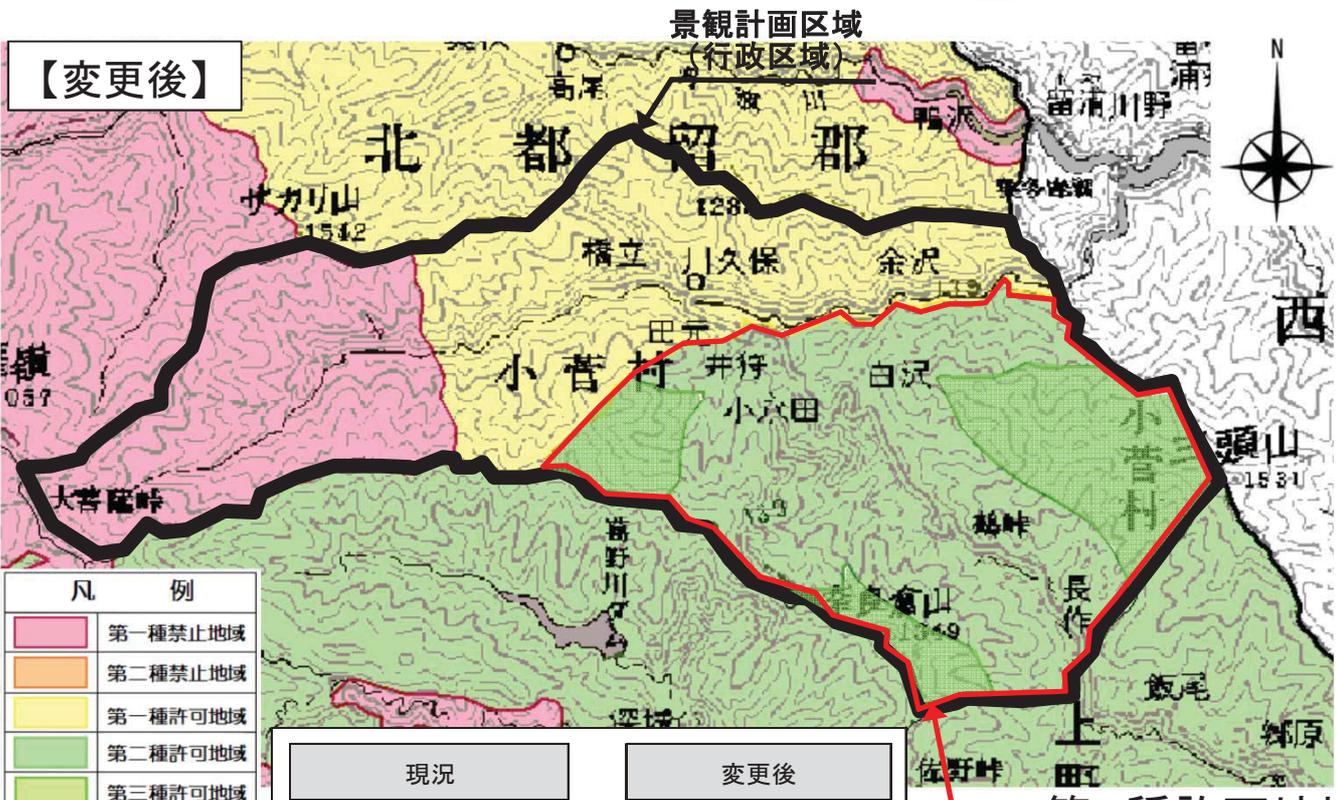
第2種許可地域

(路線による指定)

※国道139号及び県道上野原丹波山線から
展望できる両側1kmの範囲



【変更後】



第2種許可地域

(路線による指定)

(景観計画区域による指定)